

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公開番号】特開2001-340462(P2001-340462A)

【公開日】平成13年12月11日(2001.12.11)

【出願番号】特願2000-207545(P2000-207545)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 M 25/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 1 0 Z

A 6 1 B 1/00 3 2 0 C

A 6 1 M 25/00 4 5 0 N

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月8日(2007.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内視鏡、体腔内観察具、処置具の挿入の補助に使用されるとともに、バルーンの付いたオーバーチューブにおいて、

前記バルーンは、拡張時の圧力が40～100mmHgであることを特徴とするオーバーチューブ。

【請求項2】

前記バルーンの内圧を測定することにより、前記拡張時の圧力をモニタリングすることを特徴とする請求項1のオーバーチューブ。

【請求項3】

前記バルーンはラテックス性であり、該バルーンが膨張した際に腸管との接触面に均等な圧力がかかるることを特徴とする請求項1又は2のオーバーチューブ。

【請求項4】

前記バルーンはシリコン性であり、該バルーンが膨張した際に腸管との接触面に均等な圧力がかかるることを特徴とする請求項1又は2のオーバーチューブ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【発明を解決するための手段】

内視鏡の深部挿入が困難となる本当の理由は腸管がたわんでしまうと言うことそのものではなく、たわんだ腸管が伸びてしまうことであると考え、バルーンで保持して腸管の伸展を防止する柔らかいスライディングチューブを採用した内視鏡挿入法を考案した。請求項1の発明は、内視鏡、体腔内観察具、処置具の挿入の補助に使用されるとともに、バルーンの付いたオーバーチューブにおいて、前記バルーンは、拡張時の圧力が40～100

mmHgであることを特徴とする。請求項2の発明は請求項1の発明において、前記バルーンの内圧を測定することにより、前記拡張時の圧力をモニタリングすることを特徴とする。請求項3の発明は請求項1又は2の発明において、前記バルーンはラテックス性であり、該バルーンが膨張した際に腸管との接触面に均等な圧力がかかるることを特徴とする。  
請求項4の発明は請求項1又は2の発明において、前記バルーンはシリコン性であり、該バルーンが膨張した際に腸管との接触面に均等な圧力がかかるることを特徴とする。